

岐阜県福祉のまちづくり条例

平成十年三月二十四日
条例第八号

改正 平成一二年 三月二四日条例
第二号

岐阜県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

岐阜県福祉のまちづくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策(第七条 第十八条)

第三章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備(第十九条 第二十三条)

第二節 特定公共的施設の整備(第二十四条 第二十九条)

第三節 公共車両等の整備(第三十条 第三十二条)

第四章 財政措置等(第三十三条 第三十五条)

附則

すべての人が個人として尊重され、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で安心して生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、自助と連帯の精神に基づいて、社会に積極的にかかわるとともに、高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを進めていくことが必要である。

ここに私たちは、県民一人ひとりが豊かさを実感できる「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現に向けて、県民総参加により、福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定め、これに基づく施策を総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正(平成一二年条例二号)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。

二 公共的施設 医療施設、商業施設、宿泊施設、社会福祉施設、体育施設、文化施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、その実施に努めるものとする。

一部改正(平成一二年条例二号)

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村が行うその区域における福祉のまちづくりに関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

全部改正(平成一二年条例二号)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業の用に供する施設等を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、自ら進んで福祉に関する学習活動、ボランティア活動及び高齢者、障害者等との交流活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第七条 福祉のまちづくりに関する県の基本方針は、次のとおりとする。

- 一 すべての県民が福祉のまちづくりに関する理解を深め、主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図ること。
- 二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう公共的施設等の整備を促進すること。
- 三 高齢者、障害者等の活動の機会が幅広く保障されるよう社会参加を促進すること。

2 県は、前項に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

(広報及び情報の提供)

第八条 県は、市町村、事業者及び県民が福祉のまちづくりに関する理解を深めるために必要な広報及び情報の提供に努めるものとする。

(教育の充実)

第九条 県は、県民が高齢者、障害者等についての理解を深め、やさしさや思いやりのある心を育むための教育の充実及び学習機会の提供に努めるものとする。

(介助技術の普及等)

第十条 県は、県民が高齢者、障害者等の社会生活における介助を適切に行うために必要な技術の普及及び意識の啓発に努めるものとする。

(人材の活用)

第十一条 県は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できる環境の整備を支援するため、専門的な知識及び技能を有する者の活用及び資質の向上に努めるものとする。

(情報通信機器等の活用)

第十二条 県は、情報通信に係る機器及び技術の活用により、高齢者、障害者等の日常生活における活動の利便が図られるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第十三条 県は、県民が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(地域における交流の促進)

第十四条 県は、県民が地域社会における様々な活動を通して、高齢者、障害者等との交流やふれあいを深めることができる機会の提供及び充実に必要な施策の推進に努めるものとする。

(リハビリテーション体制の整備)

第十五条 県は、高齢者、障害者等の自立と社会復帰を支援するため、リハビリテーション体制の整備に努めるとともに、適切な機能回復訓練のサービスの提供に関する研究及びその成果の普及に努めるものとする。

(文化活動等の促進)

第十六条 県は、高齢者、障害者等が生きがいを持って生活を営むことができるよう文化活動、スポーツ活動等への参加の機会の提供その他社会参加の支援に努めるものとする。

(災害等緊急時の安全確保)

第十七条 県は、高齢者、障害者等の災害等緊急時の安全確保を図るため、地域ぐるみの支援体制づくり、情報の伝達方法及び避難誘導體制の確立その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、市町村、事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

第三章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備

(整備基準)

第十九条 知事は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするため、公共的施設の有する不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の整備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

(公共的施設の整備)

第二十条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(適合証の交付)

第二十一条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(適合状況の報告及び調査等)

第二十二条 知事は、公共的施設を設置し、若しくは管理する者に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に当該公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

- 2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(維持保全)

第二十三条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第二節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第二十四条 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの(以下「特定公共的施設」という。)の新築、新設、増築、改築、用途の変更(公共的施設以外の施設にする場合を除く。)又は大規模の修繕若しくは模様替(以下「新築等」という。)をしようとする者は、新築等に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を知事に届け出なければならない。計画の変更(規則で定める変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(指導及び助言)

第二十五条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第二十六条 第二十四条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査等)

第二十七条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該特定公共的施設が第二十四条の規定によりなされた届出の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十八条 知事は、特定公共的施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 特定公共的施設の新築等をしようとする者が、第二十四条の規定による届出をしないで工事に着手したとき。
- 二 第二十四条の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していない工事(第二十六条の規定による工事完了の届出があったものを除く。)を行ったとき。
- 三 前条第二項の指導又は助言を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は助言に従わなかったとき。

(公表)

第二十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

第三節 公共車両等の整備

(公共車両の整備)

第三十条 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶(以下この条において「公共車両」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第三十一条 交通信号機、案内標識、公衆電話所その他公共の用に供する工作物(以下この条において「公共工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第三十二条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する者は、当該住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

第四章 財政措置等

(財政上の措置)

第三十三条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に関する特例)

第三十四条 国、県、市町村その他規則で定める者については、前章第二節の規定は、適用しない。

- 2 知事は、国、市町村その他規則で定める者が特定公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第三章及び第三十四条の規定は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。